

## 議第38号

三島市都市計画税条例の一部を改正する条例案

三島市都市計画税条例（昭和31年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「4月16日から5月6日まで」を「4月15日から同月30日まで」に、「8月16日から9月5日まで」を「7月15日から同月31日まで」に、「12月16日から翌年1月5日まで」を「12月15日から同月31日まで」に、「翌年2月16日から3月5日まで」を「翌年2月15日から同月末日まで」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和2年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士